

(1) かんがい排水

国営かんがい排水事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------	--------	--------------------

事業の内容

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う。

採 択 基 準

各事業種類について、現に存在する受益面積がおおむね3,000ha(離島において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha)以上の一般型と、おおむね500ha(畑に係るものにあつては、100ha)以上の特別型に分類され、かつ、本事業の対象となる農業用排水施設は、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業については末端支配面積がおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、末端支配面積がおおむね100ha)以上のもの。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンド等も事業の対象となる。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s(重要度及び緊急性の高い施設にあつてはおおむね0.1m³/s)以上で老朽化が著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

また、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、上記にかかわらず、末端支配面積がおおむね300ha以上のものを本事業の対象とし、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設について、次の(1)から(3)までを満たす場合にあっては末端面積がおおむね100ha以上のものを本事業の対象とすることができるもの。

(1) 受益地内で以下に掲げるいずれかの流域治水対策が実施されること。

- ・流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
- ・治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
- ・地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。

(2) 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること。

(3) 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること。

表 1. 事業の分類 (事業抜粋)

分 類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	国営造成土地改良施設整備事業*1	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業

国営流域水質保全機能増進事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの
国営農業用水再編対策事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの
国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの

*1 管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報設備の整備のみを行う国営造成土地改良施設整備事業に関する採択及び予算措置は、令和7年までとする。

特別型	高収益作物導入促進事業	高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営流域治水対策事業	「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設応急対策事業 *2 （詳細はP.14を参照のこと）	—	農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該施設の機能を保全するための整備等を行う事業
	低炭素農業水利システム構築事業	低炭素型の農業水利システムへの移行のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設集約再編事業	—	農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる施設の集約・再編を伴う整備を行う事業
	国営施設機能保全総合対策事業	—	農業用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業

*2 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

表2. 施設毎各団体負担割合

負担割合	区 分	国	県 (条例)	市町村	その他	備考
〔H5年度以降 着工地区〕	1. ダ ム					
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万m ³ 以上	70	25	5	—	
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4	
	2. 頭 首 工					
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—	
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4	

3. 排水機場、樋門					
受益面積5,000ha以上	70	25	5	—	
3,000ha以上5,000ha未満	2/3	23.4	8	2.0	
1,000ha以上3,000ha未満	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
4. 排水路					
受益面積1,000ha以上	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
5. 用水機場、樋門、導水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
6. 用水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
7. 農業水利制御システム					
全施設	50	25	10	15	
更新事業に係るもの	50	29	14	7.0	
8. 農道					
全施設	50	未定	未定	未定	
応急対策（国営施設応急対策事業）*3	2/3	19.4	9	5.0	
一体的に行う耐震化対策 （国営耐震対策一体型かんがい排水事業）	2/3	30	3.4	—	

*3 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

国営施設応急対策事業 (国営かんがい排水事業特別型)	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
--------------------------------------	--------	--------------------

目 的

食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能保全に係る整備を行うほか、老朽化等による機能低下がみられる場合における施設長寿命化計画の作成及び当該計画に基づく機能保全整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。（平成24年度創設）

事業の内容

1 応急対策

不測の事態が発生した場合に、その詳細な情報を把握しつつ、二次被害の防止等を図るために最小限必要な内容について定めた応急対策計画に基づいて行う。

2 原因究明等調査

不測の事態が発生した施設における発生原因の究明調査、耐震性の点検・調査、対策工法の検討、老朽化等による機能低下がみられるものにおいては施設長寿命化計画の作成を行い、必要に応じて土地改良事業計画の案を作成するための調査を行う。

3 対策事業

原因究明の結果を踏まえ、施設の機能保全を目的とした農業用排水施設の変更を行う。

事業採択等調査期間

原因究明等調査及び応急対策の実施期間及び対策事業の採択期間 平成24年度～令和3年度までの10年間

採 択 要 件

1 対象施設

国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む）

2 末端支配面積

末端支配面積がおおむね500ha（畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業についてはおおむね200ha（畑に係るものにあつては100ha）、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha)以上のもの。

3 実施要件

(1) 応急対策

- ・事態発生時の責任の所在の明確化が困難なもの
- ・緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの

(2) 原因究明等調査

- ・調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
- ・施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの

(3) 対策事業

- ・応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるもの
- ・1箇所あたりの事業費が2,000万円以上であること

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	原因究明等 調査	定額	—	—	—	
	応急対策及 び対策事業	2/3	19.4	9	5	

国営土地改良事業に係る 調査計画制度	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

1 広域基盤整備計画調査（国費：100％）

食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持・存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。

2 広域農業基盤整備管理調査（国費：100％）

地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。

3 国営造成施設緊急整備対策調査（国費：100％）

国営土地改良事業で造成された施設のうち、周辺の土地利用の変化や特殊土壌等が原因で、その機能の発揮に支障を来しているものに対して、施設機能維持のために必要な整備補修を緊急に実施するための調査等を行う。

4 地域整備方向検討調査（国費：100％）

用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。

5 地区調査（国費：100％）

国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。

6 全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）

地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。

7 施設長寿命化検討調査（国費：100％）

老朽化等により施設の機能低下がみられる地区において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討を行い、これらの事項を定めた施設の長寿命化に配慮した更新整備計画（施設長寿命化計画）を策定する。

基幹水利施設整備型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 水利施設保全班
--	--------	--

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

- 次に掲げるいずれかにの要件を満たすもの。
 - 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
 - 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用排水施設」という。)の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
 - 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
 - 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
 - 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
 - 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- 水利施設等保全高度化事業を実施する場合は、上記に加えて、次に掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。
 - 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設整備型	50	25	10	15	

排水対策特別型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村整備課水利施設保全班
--	--------	--

事業の内容

- ア 用排水施設整備事業（農業用排水施設の新設、廃止又は変更）のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

採択基準

- 1 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機、排水樋門、排水路等の排水施設的能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう）水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 3 受益面積 20ha以上
- 4 末端支配面積 5ha以上（農山漁村地域整備交付金のみ）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	排水対策特別型	50	25	10	15	

基幹水利施設保全型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (美) 農村整備課水利施設保全班
--	----------------------------	--

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を推進するもの。

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定
- 2 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事等の実施

採択基準

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水機場であること。
- 2 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 3 県の基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられたもの。
- 4 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。
- 5 水利施設等保全高度化事業を実施する場合においては、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。
 - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち、標準耐用年数を既に超過しているか、機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は、一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後、施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2 対策工事の実施基準

国営造成水利施設保全対策指導事業及び本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

(1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5,000万円以上とする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上の地区とする。

3 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上かつ事業費が200万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設保全型 機能保全計画策定 対策工事 緊急補修工事	50	29 (50)	14 (-)	7 (-)	() は 県有ダムに係る分
団体営	基幹水利施設保全型 対策工事 緊急補修工事	50	14	21	15	市町村営 (農山漁村地域整備交付金)
		50	14	13	23	土地改良区営 (農山漁村地域整備交付金)
		50	18	25	7	市町村営 (基幹水利施設管理事業と一体的に実施)

地域農業水利施設保全型 (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	市町村 事業主体 土地改良区	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
---	----------------------	--

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

- 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。
- 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

採択基準

- 1 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられた施設は本事業の対象外。
- 2 機能保全計画の策定においては、末端支配面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
- 3 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
- 4 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
- 5 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3 緊急工事の実施基準

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
団体営	機能保全計画策定	50	14	21	15	市町村営
		50	14	13	23	土地改良区営
	対策工事 及び 緊急工事	50 (55)	14	21	15 (10)	市町村営
		50 (55)	14	13	23 (18)	土地改良区営

※（ ）は 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、
特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の場合

低炭素農業水利システム構築型 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (美) 農村整備課水利施設保全班
----------------------------------	----------------------------	--

事業の内容

高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備を実施するもの。

- 1 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備。
- 2 用排水施設整備事業を実施するものであって、1の事業と一体的に実施するもの。
- 3 農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの。
- 4 国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）と併せて、農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの。

附帯事業：農業水利施設省エネルギー化支援事業（ソフト事業）

省エネルギー化推進計画に基づき、施設管理者がハード対策及びソフト対策（無効送水の削減等）によって、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、当該ハード対策にかかる農家負担分に促進費を交付する。

(1) 採 択 基 準（低炭素農業水利システム構築型）

- 1 省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素排出土地改良施設整備計画（低炭素計画）を策定すること。
- 2 農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは省エネルギー化対策実施計画を作成すること。（この場合、1の低炭素計画に代えることができる。）
- 3 長寿命化対策を併せて行う場合には機能保全計画の概要を作成すること。

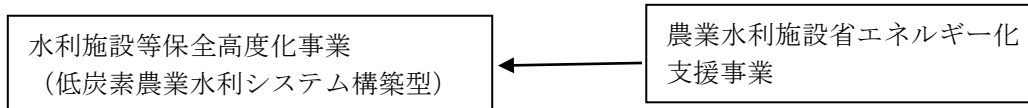
負担割合

事業主体	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	低炭素農業水利システム構築型	50 (55)	未定	未定	未定	
団 体 営	低炭素農業水利システム構築型	50 (55)	未定	未定	未定	市町村営
		50 (55)	未定	未定	未定	土地改良区営

() は中山間地域等に係る分

(ハード事業)

(ソフト事業)



（２）採 択 基 準（農業水利施設省エネルギー化支援事業）

- 1 支援基準を達成した場合、省エネルギー化対策実施計画に基づき、施設整備事業のうち省エネルギー化、再エネルギー化に資する工種に対して下記の助成割合を上限として促進費を交付する。
- 2 省エネルギー化対策実施計画は、ハード対策を実施しない施設のソフト対策も含めて地区全体で省エネルギー化に資する取組を実施する計画とする。
- 3 ソフト対策については一定の規模・水準を確保するため、地区全体の電気使用量の50%以上を占める施設で実施する計画とする。

支援基準	促進費助成割合（ハード対策に係る割合）
ハード対策実施施設の供用開始年度を含む４年度における原単位の変化率の平均が99%以下	0.0500
ハード対策実施施設の供用開始年度を含む４年度の原単位の平均変化率が105%以下、かつ、原単位が直近２年度連続で悪化していない	0.0500

促進費の補助割合：国 5 0、県：未定、市町村：未定

※エネルギー原単位：電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値
（例：施設管理に係る収入、施設稼働時間、使用水量等）

※省エネルギー化、再エネルギー化の取組例

- ・用排水機場の制御方式の変更（インバータ制御の導入等）、高効率機器の導入、集約・再編に伴う施設の統廃合（受益面積の見直しも含む）、送水量（電気使用量）の削減に資する水路のパイプライン化（電気使用量の削減につながらないものは対象外）
- ・再エネ発電施設の整備・更新による再エネの利用拡大
- ・営農方式の見直しと連動した施設運用の効率化（単なる節電は対象外。）
- ・上記の取組等を複合的に実施し、地区全体の省エネルギー化に資する計画とすること。

3 採択期間

- ・令和５年度から令和７年度の採択地区とする。
- ・ただし、令和５年度から令和７年度の３年間に施設整備事業の実施に向けた調査等が行われた地区を含む。

実施計画策定事業 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体	県 市町村 土地改良区	所管課班
			(計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村整備課水利施設保全班

①施設計画策定事業

事業の内容

- 1 実施計画の策定
農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。
- 2 水管理方法の技術的検討
- 3 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備・管理マニュアルの作成
- 4 その他、地域の水管理上必要となる調査計画等

採択基準

当該事業費が200万円以上であること。
実施計画策定事業の採択期間は、令和7年度までとする。

②機能保全計画策定事業

事業の内容

- 1 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 1の機能保全計画は次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
 - イ 施設機能診断（劣化の度合いの測定等）概要及び結果
 - ウ 劣化原因究明のための構造物の監視
 - エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- 3 事業実施主体が県である場合は、策定された機能保全計画の内容に関する情報の集約の推進を図るとともに当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系化にある施設に係るものについては、地方農政局長に情報提供を行うものとする。

採択基準

末端支配面積が10ha以上であること。
採択期間は令和7年度までとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	施設計画策定事業	定額				
	機能保全計画策定事業	定額				